

議会レポート 17

住所：千代田区九段南1-2-1 千代田区役所7階 発行：千代田区議会 自由民主党

千代田区議会 第二回臨時会	 <small>予算特別委員長</small> 河合良郎	 <small>副委員長</small> はやお恭一	 <small>副委員長</small> 永田壮一	 <small>副委員長</small> 内田直之
--------------------------------	--	--	--	---

特別支援給付金12万円を条件付き議決!

(中面に詳細)

東京地検へ告発状提出	 小林たかや	 桜井ただし	 小林やすお	 嶋崎秀彦
	 たかざわ秀行	 林 則行	 山田丈夫	 池田ともりのり
	 うがい友義	 西岡めぐみ	<p>皆様のご意見をお聞かせください。</p> <p>〒102-8688 千代田区九段南1-2-1 千代田区役所7階</p> <p>電話 03-5211-4320 FAX 03-5275-6882</p> <p>千代田区議会 自由民主党</p>	



委員長報告(要旨)

河合良郎

所属委員会

予算特別委員会

地域文教委員会

景観・まちづくり特別委員会

災害時要配慮者等対策特別委員会

区民の生活を
支える

事業活動

(経済活動)を支える

・その他



予算特別委員会 委員長報告

令和2年度千代田区一般会計補正予算第3号 12万円を給付する【(仮称)千代田区特別支援給付金】、財政状況が脆弱な小規模企業への新たな融資制度の創設「商工融資事業」、新生活様式対応への商工関係団体への支援「商工関係団体等支援事業」など86億861万1千円の予算を計上するものです。

○解散騒動で1ヵ月中断された予算審議

審査にあたり、全議員で構成する予算特別委員会を設置しましたが、7月28日の区長による議会解散通知によって、予算特別委員会には再三の出席要請にも拘らず、区長以下執行機関の出席がなく、事実上約1ヶ月間審議が中断されました。その後、区長より、謝罪と解散通知の取り消しがあり、8月24日から2日間の日程で予算審議を行い、審査を終了致しました。区長の公私混同、疑惑隠しの疑いを持たれている中での12万円給付・議会解散など区長及び執行機関と議会が対立する中、質疑が行われました。

○議会により不明確な点が明らかに

質疑の中で、特別支援給付金支給が区民一人ずつに支給されるために、システム改修や帳票類の印刷、封入等の作業により、先の国による給付金支給事務費の3倍以上が計上されていること。12万円の支給根拠が不明確なことや具体的な制度設計がなされていないことなど、また、偽装転入のチェックやDV被害者への支給方法、区内ホームレスへの支給など柔軟な対応も明らかになりました。給付金委託費については、経費削減に努めるとの答弁もありました。商工融資の拡充については、経営状態に合わせて対応することや、商工関係団体等支援事業については、各団体を通じて、加盟事業者に10万円程度の実費を遡及措置も含めて支給することなどが明らかになりました。質疑・討論を終了し、採決を行った結果、「議案第46号 令和2年度千代田区一般会計補正予算第3号」は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

○条件付きにて12万円給付を決定

審査終了後に当補正予算の執行に対する**附帯決議案**が提出され、賛成全員で委員会提出議案とすることが決定されました。

以上が予算特別委員会に審査を付託されました議案の審査経過及び結果の報告です。

今回の補正予算は新型コロナウイルス感染症が深刻化するなか、区民生活や地域経済を支えるために提出されたものです。区長はじめ執行機関の皆様には、指摘事項を真摯に受け止め、予算執行をお願いしたいと思います。

千代田区特別支援給

国の特別定額
給付金の申請終了

8月

国の給付手続き
完了

9月

千代田区特別
支援給付金に
向けての事務作業

「議案第46号 令和2年度千代田区一般会計補正予算第3号」に対する附帯決議

令和2年度千代田区一般会計補正予算第3号は、新型コロナウイルス感染症の再流行を見据え、区民生活や地域経済を包括的に支援するものとして、緊急かつ臨時的な措置として編成されたものであったが、その審査においては、様々な議論がなされた。

執行機関は、区民の命と健康を守ることを最優先に区民生活の安全・安心を確保す基礎的自治体としての役割を十分に認識し、下記のとおり取り組むことを強く求める。

記

1. 特別支援給付金は世帯給付とし、DV対策や家庭の実情に柔軟に対応し、事務費の削減に努め、削減した分に関しては、更なる新型コロナウイルス感染症対策に充てること。
2. 特別支援給付金の基準日を国の定額給付金と同様令和2年4月27日とすること。
3. 既に実施している高齢者の介護施設に続き、子どもたちの保育や教育、保健所、清掃事務所職員等を対象に独自のPCR検査を実施すること。
4. 新型コロナウイルス感染症への区民の不安を払拭するため、インフルエンザ予防接種の希望者に対し、時限的に無償化すること。
5. 新型コロナウイルス感染症収束まで、新しい生活様式に対応した産前産後の母子支援を充実すること。

附帯決議 ってなに？

附帯決議（ふたいけつぎ）とは、委員会が予算案を可決する際に、当該委員会の意思を表明するものとして行う決議のことです。

法律的な拘束力を有するものではありませんが、執行機関はこれを尊重することが求められ、無視は出来ない事になっています。

本案とは別個に議決され、本会議にも報告されます。また慣例として、全会一致で決議されます。



付金給付までの流れ

10月

区民の皆さんへ
給付金申請書類の
発送

11月

千代田区特別支援給付金 12万円給付

12万円は一括給付されます

- 令和2年4月27日(基準日)において、千代田区に住民登録がある者で申請日まで引き続き住民登録があること
 - 基準日の翌日から令和3年4月1日までの間に生まれ、初めての住民登録が千代田区になされた新生児で、同一世帯の父親又は母親が、上記の要件に該当していること
- ※配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している方等へは別途支援

12月

東京地検へ告発状提出

千代田区議会、区長の告発状提出

東京都千代田区議会は26日、石川雅己区長のマンション購入問題を巡り、区議会の調査に虚偽を述べた正当な理由なく証言を拒んだとして、地方自治法違反（偽証、証言拒否）の疑いで石川氏の告発状を東京地検に提出した。小林孝也議長らが届けた。

同区議会は、建物の容積率を緩和する区の制度を石川氏がマンション販売会社に有利となるよう運用し、見返りに物件購入で優遇を受けた可能性があるとして、強い権限を持つ百条委員会を立ち上げて調査している。

尋問で石川氏は知人を通じて一連の経緯を確認したと述べたが、百条委が販売会社に問い合わせたところ確認をしていなかったことから、告発状では、この点を虚偽の陳述とした。また、百条委からの知人についての照会に対して正当な理由なく証言を拒んだとした。

一方、区議会は同日、百条委を開き、区内の商業施設「東京ミッドタウン日比谷」の建設時に区が土地などを無償で貸し付けた経緯などの調査を始めた。

千代田区長を告発

区議会「証人尋問でウソ」

千代田区の石川雅己区長が区議会「百条委員会」の証人尋問でウソをつき証言を拒否したとして、区議会は26日、地方自治法違反容疑で東京地検に告発状を提出した。区長は「内容を聞いていないのでコメントは差し控える」としている。

百条委は区長がマンションの地権者に優先提供される「事業協

日本経済新聞 令和2年8月27日

告発状提出後の議長コメント

「偽証とそれから証言拒否でございます。それについての刑事告発でございます」
「百条委員会でも区長は誠意をもって対応してくれることを願う」

毎日新聞 令和2年8月27日

区議会の解散通知を出して対抗したが、8月11日に取り消した。
【井川諒太郎】

2千区議会発第137号
令和2年8月26日

東京地方検察庁検事正 殿

千代田区議会
議長 小林たかや

告 発 状

〒102-8688 東京都千代田区九段南一丁目2番1号 千代田区役所7階
告 発 人 千 代 田 区 議 会
議 長 小 林 た か や
電 話 03-3264-2111

〒102-0081 東京都千代田区四番町8番地6 番町パークハウス303号
被 告 発 人 石 川 雅 己
職 業 千 代 田 区 長
生 年 月 日 昭 和 1 6 年 2 月 2 2 日

本議会は、地方自治法第100条第1項の規定により、総合設計制度等に関する事務の調査のため、被告発人を関係人として6月16日に当議会企画総務委員会で証言を求めたところ、虚偽の陳述をしたものと認め、かつ、正当な理由がないのに証言を拒んだため、別紙証拠書類を添え地方自治法第100条第9項の規定により告発します。

添付書類

- 6月16日企画総務委員会の記録の写し
- 証人出頭請求書の写し

告発の趣旨

被告発人の下記第1の所為は、地方自治法第100条第7項に、同第2の所為は、同法第3項にそれぞれ該当すると思料するので、被告発人の嚴重な処罰を求めため告発する。

告発事実

被告発人は、総合設計制度及び地区計画制度に係る事項について調査するため、地方自治法第100条第1項に基づく調査権を付与された千代田区議会企画総務委員会から令和2年6月16日に関係人として出頭して証言するよう請求を受け、関係人として法律に基づく宣誓を行いながら、同日、東京都千代田区九段南1丁目2番1号所在の千代田区議会第1委員会室において、

第1 被告発人及びその家族が購入して所有し、問題の所在となっている「東京都千代田区三番町20番地1所在のパークコート三番町ヒルトンプレジデンス602号」に関し、明快に販売事業者である三井不動産レジデンシャル株式会社からこういう住居だという説明がなかったことについて、同販売事業者に「知り合いを通じて確認をした」との証言が虚偽であることを知りながら、尋問を受けた際、「確認は、直接販売事業者にしたわけではなくて、知り合いを通じて確認をしたということでございます。」と自己の記憶に反した虚偽の陳述をし、もって偽証し
第2 正当な理由がないのに、前記マンションの販売事業者に確認をしたとされる知り合いの氏名について、証言を拒んだものである。